

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月18日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 月崎 義幸

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー  
大島 隆宣

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー  
大島 隆宣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (株式)  
その他の者に対する割当 42,000,000,000円  
(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)  
その他の者に対する割当 18,000,000,000円  
(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)  
その他の者に対する割当 20,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年4月12日に提出した有価証券届出書について、2019年4月18日に株式会社INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結いたしましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 7 新規発行による手取金の使途

##### (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### c . 割当予定先の選定理由

(4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

### 第三部 参照情報

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」においては、(訂正前)と(訂正後)の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追記箇所を示すために付された\_\_\_\_\_ 罫は表示しておりません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 7 【新規発行による手取金の使途】

##### (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

< 前略 >

運転資金(事業上必要となる資金的支出を含む。)

< 中略 >

なお、後述のとおり、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、株式会社INCJ(以下「INCJ」といいます。)よりブリッジ・ローン契約により当該必要となる資金を借り入れる予定です。当該ブリッジ・ローン契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金は、本第三者割当による手取金の一部及び本第三者割当の実行までに実施予定の追加的なキャッシュ・フロー改善施策(事業収益力の改善、及び取引条件の良化、並びにその他財務施策等)により確保する資金で弁済する予定です。そのため、実際には、上記380億円のうち一部(金額は未定)は、当該ブリッジ・ローン契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金の弁済に充てられる予定です。

< 中略 >

上記各資金使途につき、支出予定時期は2019年4月以降としておりますが、本第三者割当の払込みは、本前提条件が全て満たされることを条件としているため、2019年6月以降に行われる予定です。当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約を締結し、INCJより当該必要となる資金を借り入れる予定であり、その旨をMOU(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」で定義します。)にて規定しています(詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。)。当該ブリッジ・ローン契約の締結につきましては、締結後速やかに開示する予定です。当該ブリッジ・ローン契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金は、本第三者割当による手取金の一部及び本第三者割当の実行までに実施予定の追加的なキャッシュ・フロー改善施策(事業収益力の改善、及び取引条件の良化、並びにその他財務施策等)により確保する資金で弁済する予定です。なお、当該ブリッジ・ローン契約の内容に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、INCJからの借入れが想定どおりに行われなかった場合又は本第三者割当の払込みまでの間に借入れを継続できなかった場合、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

< 後略 >

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

運転資金(事業上必要となる資本的支出を含む。)

&lt; 中略 &gt;

なお、後述のとおり、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、2019年4月18日に株式会社INCJ(以下「INCJ」といいます。)との間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金は、本第三者割当による手取金の一部及び本第三者割当の実行までに実施予定の追加的なキャッシュ・フロー改善施策(事業収益力の改善、及び取引条件の良化、並びにその他財務施策等)により確保する資金で弁済する予定です。そのため、実際には、上記380億円のうち一部(金額は未定)は、当該金銭消費貸借契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金の弁済に充てられる予定です。

&lt; 中略 &gt;

上記各資金使途につき、支出予定時期は2019年4月以降としておりますが、本第三者割当の払込みは、本前提条件が全て満たされることを条件としているため、2019年6月以降に行われる予定です。当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約の概要は、以下のとおりです。

借入先	株式会社INCJ(注) 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 代表者：代表取締役会長 志賀 俊之 代表取締役社長 勝又 幹英
借入金額	200億円
借入金利	TIBOR + スプレッド(固定金利)
借入実行日	2019年4月19日
返済期限	2019年12月31日(期限前弁済可)
担保の有無	有

(注) INCJは、2019年4月18日現在、当社の筆頭株主であり、当社は、同社から取締役1名の派遣を受けております。

当該金銭消費貸借契約に基づき当社がINCJより実際に借入れを行った資金は、本第三者割当による手取金の一部及び本第三者割当の実行までに実施予定の追加的なキャッシュ・フロー改善施策(事業収益力の改善、及び取引条件の良化、並びにその他財務施策等)により確保する資金で弁済する予定です。また、今後、当社が本第三者割当の払込みまでの間に、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要がある場合には、当社はINCJとの間で、追加でブリッジ・ローン契約を締結する可能性があり、実際に追加のブリッジ・ローン契約を締結した場合には、締結後速やかにその旨を開示する予定です。なお、当該追加のブリッジ・ローン契約に関しては、当社が必要と判断した場合に、当社とINCJの間で協議を行う予定ですが、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要があるにもかかわらず、INCJからの追加の借入れが想定どおりに行われなかった場合又は本第三者割当の払込みまでの間に借入れを継続できなかった場合、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

&lt; 後略 &gt;

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

<前略>

本第三者割当の払込みまでブリッジ・ローンを提供すること

上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当の払込みが2019年6月以降となる一方で、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保する必要があるところ、INCJは、当該必要となる資金の当社への貸付を目的として、当社とINCJとの間でブリッジ・ローン契約を締結する予定である旨をMOUにて規定しています。

(訂正後)

<前略>

本第三者割当の払込みまでブリッジ・ローンを提供すること

上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当の払込みが2019年6月以降となる一方で、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保する必要があるところ、INCJは、当該必要となる資金の当社への貸付を目的として、当社とINCJとの間でブリッジ・ローン契約を締結する予定である旨をMOUにて規定しています。

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### c. 割当予定先の選定理由

(4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由  
(訂正前)

<前略>

本第三者割当の払込みまでブリッジ・ローンを提供すること

上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当の払込みが2019年6月以降となる一方で、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保する必要があるところ、INCJは、当該必要となる資金の当社への貸付を目的として、当社とINCJとの間でブリッジ・ローン契約を締結する予定である旨をMOUにて規定しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本第三者割当の払込みまでブリッジ・ローンを提供すること

上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当の払込みが2019年6月以降となる一方で、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保する必要があるところ、INCJは、当該必要となる資金の当社への貸付を目的として、当社とINCJとの間でブリッジ・ローン契約を締結する予定である旨をMOUにて規定しています。

当社は、上記MOUに基づき、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しました。当該金銭消費貸借契約については、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

<後略>

## 第三部 【参照情報】

### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月12日)までの間において追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、当該追加箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年4月12日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### [事業等のリスク]

<中略>

#### (29) 資金繰りに関するリスク

当社単独での事業継続を前提とした場合、当社の足元の運転資金(事業上必要となる資金的支出を含む。)として当社の事業価値の維持に最低限必要と見込まれる現預金残高(連結)は350億円程度であり、2019年4月以降においてこの水準を下回り、事業継続が困難となる可能性があります。

もっとも、本第三者割当の払込みは、本前提条件が全て満たされることを条件としているため、2019年6月以降に行われる予定です。そのため、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、INCJとの間でブリッジ・ローン契約を締結し、INCJより当該必要となる資金を借り入れる予定です。

当該ブリッジ・ローン契約の締結に関しては、現在、当社とINCJの間で協議中であり、INCJからの借入れが想定どおりに行われなかった場合又は本第三者割当の払込みまでの間に借入れを継続できなかった場合、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

また、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。他方、本確約レターについても、( )各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされておりま。また、( )Harvest Fundについては、割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされておりま。加えて、( )TPK及びCGLグループについては、割当予定先に対する出資の実行が各国の対外投資規制の対象に該当しない旨を上記レターにおいて確認できておりま。そのため、いずれかの出資予定者について上記( )の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて上記( )の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、又はTPK若しくはCGLグループについて上記( )の対外投資規制上の許認可を取得できない場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われな。ことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年4月18日)までの間において追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、当該追加箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年4月18日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[ 事業等のリスク ]

< 中略 >

(29) 資金繰りに関するリスク

当社単独での事業継続を前提とした場合、当社の足元の運転資金(事業上必要となる資本的支出を含む。)として当社の事業価値の維持に最低限必要と見込まれる現預金残高(連結)は350億円程度であり、2019年4月以降においてこの水準を下回り、事業継続が困難となる可能性があります。

もっとも、本第三者割当の払込みは、本前提条件が全て満たされることを条件としているため、2019年6月以降に行われる予定です。そのため、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しましたが、今後、当社が本第三者割当の払込みまでの間に、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要がある場合には、当社はINCJとの間で、追加でブリッジ・ローン契約を締結する可能性があります。

当該追加のブリッジ・ローン契約に関しては、当社が必要と判断した場合に、当社とINCJの間で協議を行う予定ですが、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要があるにもかかわらず、INCJからの追加の借入れが想定どおりに行われなかった場合又は本第三者割当の払込みまでの間に借入れを継続できなかった場合、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

また、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。他方、本確約レターについても、( )各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされております。また、( )Harvest Fundについては、割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされております。加えて、( )TPK及びCGLグループについては、割当予定先に対する出資の実行が各国の対外投資規制の対象に該当しない旨を上記レターにおいて確認できておりません。そのため、いずれかの出資予定者について上記( )の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて上記( )の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、又はTPK若しくはCGLグループについて上記( )の対外投資規制上の許認可を取得できない場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

< 後略 >